

「水道料金収納業務等包括業務委託の共同発注に関する基本協定」の概要

豊橋市と湖西市は、令和4年度から水道料金収納業務等を共同化し、同一受託事業者に委託していますが、令和7年度からは新たに豊川市が参加し、三市での水道料金収納業務等包括業務委託の共同発注の実施を目指して基本協定を締結します。

このたび「豊川市」が参加することで、水道料金収納業務等の東三河での広域化が推進されるとともに、湖西市を含めた広域連携の拡大が図られます。

1 共同発注の目的

水道料金収納業務等（検針、受付・収納、滞納整理、電子計算処理など）の業務方法や検針機器などの共同化を行い、三市が共同で受託事業者に発注することで、業務の効率化やお客様サービスの向上を図ります。

発注は共同で行いますが、受託事業者との契約は各市が個別に行います。

2 共同化の内容（主なもの）

- ・三市の受付・収納業務を1か所に集約
- ・ハンディターミナル（検針機器）の共同利用
- ・サーバーの共同利用

3 委託業務期間

令和7年度から令和11年度（5年間）

【共同発注イメージ】

